

(平成28年度第1回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：平成28年8月10日（水）

午後2時から

場 所：市役所3階301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について
- (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (8) その他

3 議 題

- (1) 証明書等のコンビニエンスストア等での交付事業における電子計算組織の結合について
- (2) その他
ア 第2回武蔵村山市個人情報保護審議会の開催日について

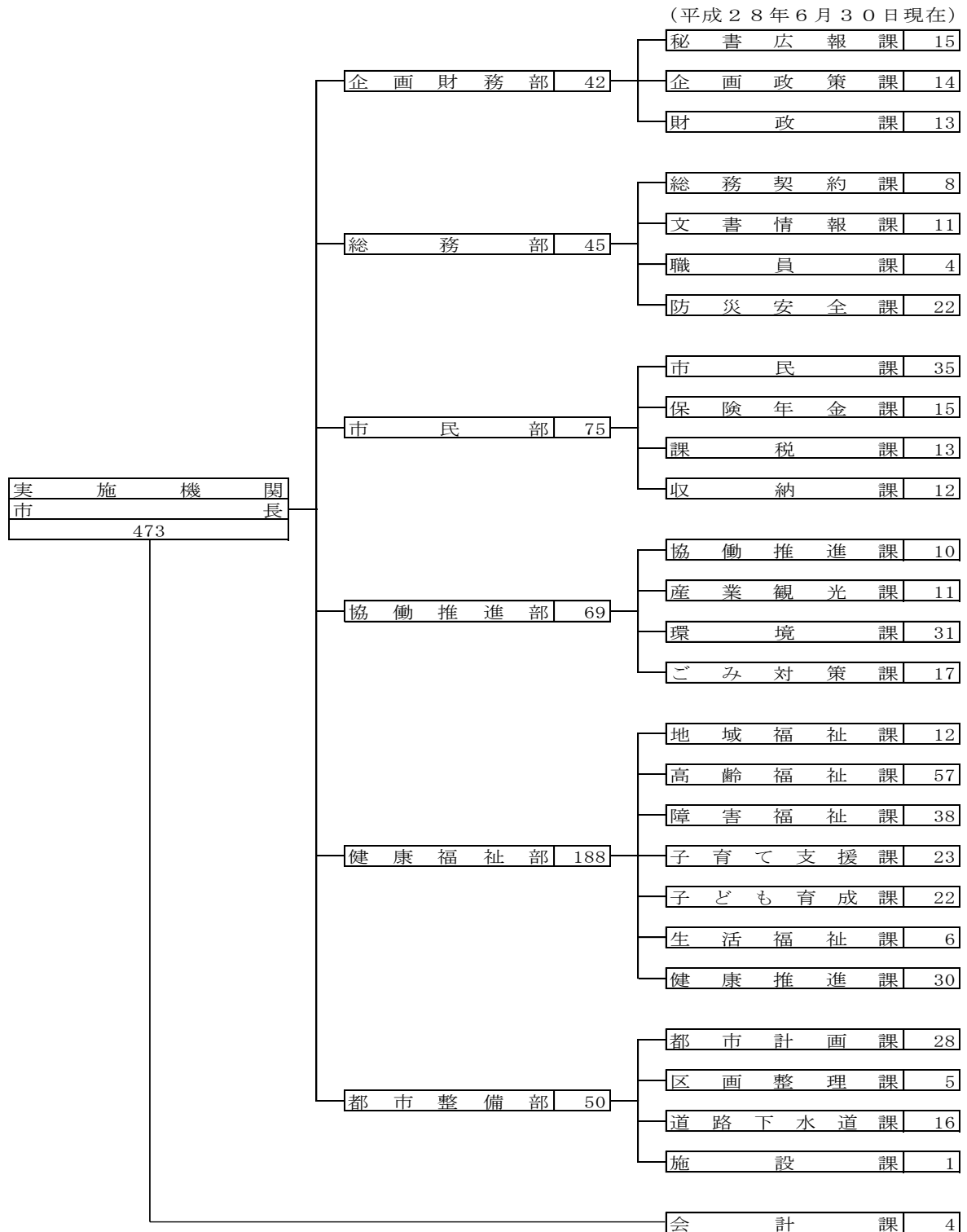
4 閉 会

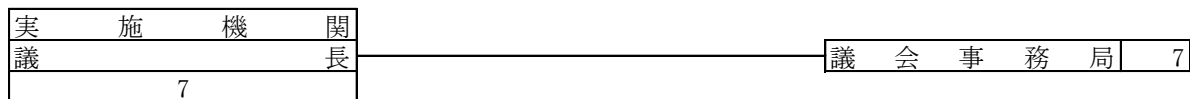
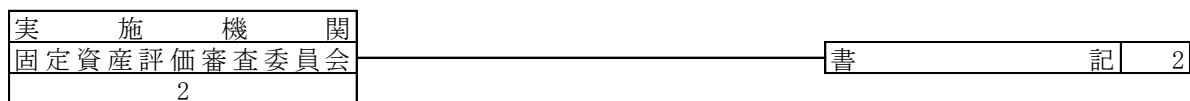
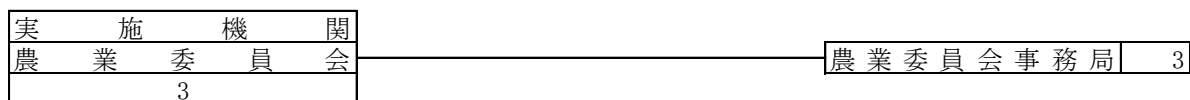
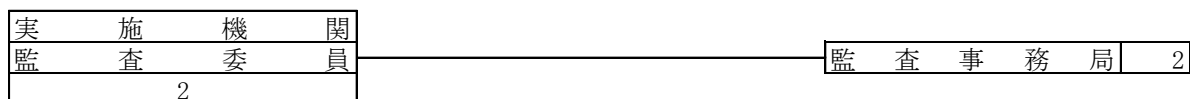
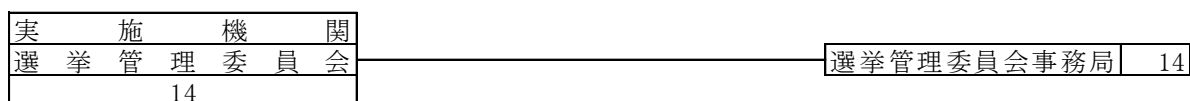
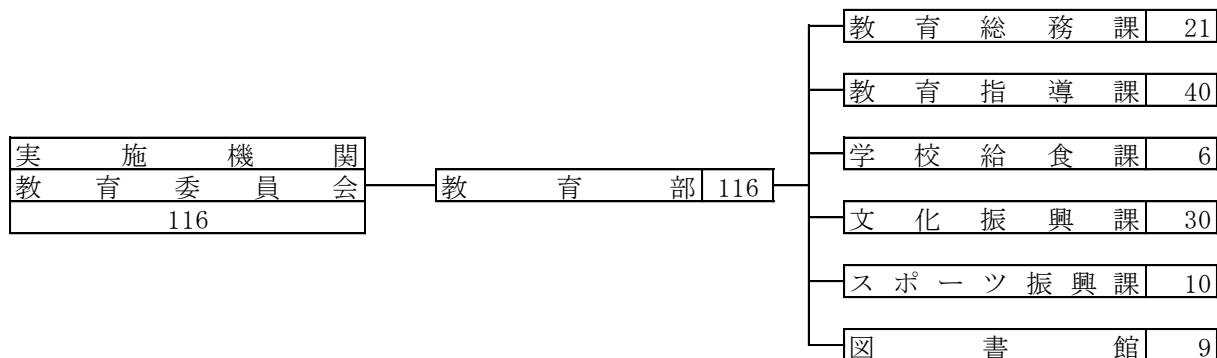
報告事項(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の状況





実 施 機 関	件 数
市 長	473 件
教 育 委 員 会	116 件
選 挙 管 理 委 員 会	14 件
監 査 委 員	2 件
農 業 委 員 会	3 件
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	2 件
議 長	7 件
合 計	617 件

報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数 7件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について（条例第6条第1項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出件数 27件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について（条例第6条第2項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項…届出件数 5件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について（条例第6条第3項・第4項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の利用状況の届出に係る事項…届出件数550件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（個人情報を取り扱う業務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について（条例第8条第4項・第5項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項…届出件数 4件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について（条例第8条第4項・第5項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数37件、提供先件数509件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(8) その他

議 題(1) 証明書等のコンビニエンスストア等での交付事業における電子計算組織の結合
について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

電子計算組織の結合の適否

番 号	項 目	内 容	
1	担 当 部 課 名	市民部市民課 市民部課税課	
	電 子 計 算 組 織 の 結 合 に より 業 務 を 行 う 理 由	<p>(業務の名称) 証明書等のコンビニ等での交付事業</p> <p>(業務の内容) 本市の基幹系システムに記録されている住民情報から次の証明書を、コンビニ等に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)から交付する。</p> <p>ア 住民票の写し イ 戸籍の附票の写し ウ 戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書 エ 印鑑登録証明書 オ 市・都民税課税証明書及び市・都民税非課税証明書</p> <p>(電子計算組織の結合を行う理由) マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を用いて、コンビニ等で上記の証明書を交付することは、市民の利便性の向上に大きく資するものである。</p>	
	電 子 計 算 組 織 の 結 合 に より 取 り 扱 わ れ る 個 人 情 報 の 記 録 項 目	個人情報取扱業務の名称	保有個人情報の記録項目
		住民基本台帳事務	氏名、性別、住所、生年月日、国籍・地域、本籍、続柄、婚姻、親族関係、世帯主、住民票コード、外国人住民となった日、中長期在留者等である旨、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号、個人番号

	戸籍事務	氏名、性別、生年月日、国籍、本籍、続柄、婚姻、親族関係、転籍年月日、戸籍編製年月日、戸籍消除年月日、除籍年月日、身分事項
	印鑑登録事務	氏名、住所、生年月日、印影
	個人住民税賦課事務	氏名、性別、住所、生年月日、扶養親族数、家族構成、職業、収入、非課税区分、控除額、住民税額、年金受給、障害
	電子計算組織の結合の相手方	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）
	電子計算組織の結合の形態	LGWAN回線を利用した結合
備考		利用できる市民はマイナンバーカード保有者のうち、利用者証明用電子証明書をマイナンバーカードへ搭載している者に限られ、申請時には数字4桁による暗証番号の入力が求められる。

議 題(2) その他

このことについて、下記のとおり審議します。

記

ア 第2回武蔵村山市個人情報保護審議会の開催日（予定）について

(ア)日時 平成28年10月4日（火） 午後2時から

(イ)場所 市役所3階301会議室